

○デジタル庁告示第一号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条の二及び第二十六条の三の規定に基づく申請書等の提出における電磁的記録及び電磁的方法に関する告示を次のように定める。

令和三年九月一日

内閣総理大臣 菅 義偉

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条の二及び第二十六条の三の規定に基づく申請書等の提出における電磁的記録及び電磁的方法に関する告示

（電磁的記録）

第一条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下「法律」という。）第二十六条の二に規定する内閣総理大臣が定める電磁的記録は、電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、内閣総理大臣の使用に係る電子計算機による情報処理の用に供することができるものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

第二条 法第二十六条の三に規定する内閣総理大臣が定める電磁的方法は、電子情報処理組織による申請等としてデジタル庁の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律

施行規則（令和三年デジタル庁令第三号）第四条各項に規定する方法とする。

附 則

この告示は、令和三年九月一日から施行する。

○デジタル庁告示第二号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、
公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を次のと
おり告示する。

令和三年九月一日

内閣総理大臣 菅 義偉

東京都千代田区紀尾井町一番三号 デジタル庁内

○デジタル庁告示第三号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第三項
第二号の規定に基づき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）
第十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金ですることができるところを指定した
ので、告示する。

令和三年九月一日

内閣総理大臣 菅 義偉

東京都千代田区紀尾井町一番三号 デジタル庁

○デジタル庁告示第四号

行政機関の保有する個人情報情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号。以下「法」という。）第四十六条及び行政機関の保有する個人情報情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第二十六条第一項の規定に基づき、内閣総理大臣の所掌に係る法第四章第一節から第三節までに定める権限又は事務の一部について委任を行うこととしたので、同令第二十六条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年九月一日

内閣総理大臣 菅 義偉

一 委任する権限又は事務及び委任を受ける職員の官職

内閣総理大臣の所掌に係る法第四章第一節から第三節までに定める権限又は事務のうち、次の表の上欄に掲げる機関の所掌に係るものについては、同表下欄に掲げる職員に委任すること。

統括官（戦略・組織担当）	統括官（戦略・組織担当）
統括官（デジタル社会共通機能担当）	統括官（デジタル社会共通機能担当）

<p>統括官（国民向けサービス担当）</p>	<p>統括官（国民向けサービス担当）</p>
<p>統括官（省庁業務サービス担当）</p>	<p>統括官（省庁業務サービス担当）</p>

二 委任の効力の発生する日

令和三年九月一日

○デジタル庁告示第五号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「法」という。）第十七条及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十五条第一項の規定に基づき、デジタル庁の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任を行うこととしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年九月一日

内閣総理大臣 菅 義偉

一 委任する権限又は事務及び委任を受ける職員の官職

内閣総理大臣の所掌に係る法第二章に定める権限又は事務のうち、次の表の上欄に掲げる機関の所掌に係るものについては、同表下欄に掲げる職員に委任すること。

統括官（戦略・組織担当）	統括官（戦略・組織担当）
統括官（デジタル社会共通機能担当）	統括官（デジタル社会共通機能担当）
統括官（国民向けサービス担当）	統括官（国民向けサービス担当）

統括官（省庁業務サービス担当）

統括官（省庁業務サービス担当）

二 委任の効力の発生する日

令和三年九月一日

○デジタル庁告示第六号

デジタル庁の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（令和三年デジタル庁令第三号）第三条、第四条第一項及び第二項第三号、第八条並びに第九条第三項の規定に基づき、電子情報処理組織による手続等に関する告示を次のように定める。

令和三年九月一日

内閣総理大臣 菅 義偉

第一条 デジタル庁の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（令和三年デジタル庁令第三号。以下「規則」という。）第三条に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、デジタル庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

第二条 規則第四条第一項に基づき、同項第二号に掲げる書面等に記載されている事項を光学的文字読取装置を用いて入力するときは、申請等をする者が、光学的文字読取装置を用いて書面等に記載されている事項をファイルに記録し、当該記録にファイルに記録した日時及び記録された事項が書面等に記載されている

る事項と相違ない旨を記録して行わなければならない。

第三条 規則第四条第二項第三号に規定する電子証明書は、政府認証基盤（複数の認証局によって構成される認証基盤であつて、行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。以下同じ。）におけるブリッジ認証局（政府認証基盤を構成する認証局であつて、政府認証基盤を構成する他の認証局以外の認証局と相互認証を行うことができるものをいう。）と相互認証を行っている認証局で政府認証基盤を構成する認証局以外のものが作成したもの（同項第一号に規定するものを除く。）とする。

第四条 規則第八条に規定する処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、行政機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

第五条 規則第九条第三項に規定する場合は、処分通知等を保存する目的その他の正当な目的のために当該処分通知等の複製を作成する場合であつて、当該複製が当該処分通知等を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又はその者の管理する電磁的記録媒体に記録される場合とする。

附 則

この告示は、令和三年九月一日から施行する。